

毎週火、金曜日発行(但休日に当り、きは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物に可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十年度に係る衛生研究所ほか二個所の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第四百四十四号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る衛生研究所、県立中央病院及び県立高等看護学院の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十一年三月二十二日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫
同	近藤伝一

監査箇所	執行年月日
衛生研究所	昭和三十一年二月三日
県立中央病院	同 三月二日
県立高等看護学院	同

衛生研究所 昭和三十一年二月三日監査
監査委員 松本利治

監査概況

一 当所の運営上の諸問題については、前回強く指摘したにもかかわらず未だ考慮が払われていない。特に技術陣容は依然として充実されず業務内容も保健所の行うべき試験検査との担任分野も画然とせず、仮に鳥取郡家及び浜村三保健所の行うべき試験検査を当所をして兼任せしめるとしても(事実該当件数が非常に多いのであるが)これに要する人的配置及び予算的配意に欠け研究所本来の目的たる試験、研究、調査に支障を来していることが指摘される実情であるので、この点

関係当局は改めて再検討を加え速やかに適切な措置を講ぜられたい。

二 独自の調査として県下水系、水質調査並びに温泉分析、泉質変異調査を数年に亘り実施し、水系、水質調査においては県西部鉱山地帯外九ヶ所、温泉に対する調査は一〇〇件が未調査となつていたので早期完了に一層努力されたい。

なお病理臨床試験検査の実績は今のところ極めて低位であるが或る程度の施設を整備し利用に供することは必要と思われるので検討されたい。

三 経理出納その他の事務執行につき遺漏の点があつたので厳正を期すべきである。特に試験検査と収入事務の関連性、或いは保健所その他行政上要請によるものと予算執行等は一層明確にして置くべきである。また個々の事務処理についても種々改善の余地が認められるので考究されたい。

県立中央病院 昭和三十一年三月二日 監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 近 藤 傳 一

監査概況

一 本年度病院会計収支状況は、病院拡充費等を除き一般経常費についてみると、一月末現在使用料の調定額は四千八百二十二万余円、収入済額三千七百七十一万余円でこれに対し支出済額は、四千二百六十三万余円、差引四百九十一万余円支出超過となつてゐる。これに二、三月分調定見込額一千四十万余円、支出見込額一千二十万余円を加えると合計本年度病院使用料の調定見込額五千八百六十二万余円、支出見込額五千二百八十三万余円で差引五百七十九万余円の剰余金を生ずる見込であるが、実質的には、このほか公債償還金、一千七万余円看護婦養成所費九十七万余円の支出を必要とし彼此差引すると、本年度は五百二十五万余円の単年度赤字となり更にこれに前年度繰上充用金一千三百

六万余円を考慮すれば本年度歳入、歳出差引額一千八百余万円の歳入不足を生ずる見込である。

二 当病院が公的医療機関であつて、しかも独立採算によつて収支均衡を図らねばならないところに運営上の困難性があり、この間の調整について留意努力していることは認められるが、根本的には組織運営に検討の余地がある。特に人員の合理的な再配置と設備の整備による中央病院としての権威の昂揚、事業、事務の簡素、合理化とサービスの向上等経営管理部門に根本的検討を加え将来運営の方針を確立すべき時機に当面しているものと思料する。すなわち病院の各部門別業務内容を分析検討するとともに使用料その他の収入と、これに要する人件費、材料費その他の諸経費を各部門別或いは科別に分析算定し原価計算による実体は、あく、と不備欠陥の所在を明瞭にしこれが矯正策の樹立が緊要と認めるとき、これらの根本的問題につき至急措置することが必要である。

三 医師の充実と待遇改善について配意が望ましい。医

師の給与は他の医療機関のそれと比し著しく均衡を失し下位にあるようである。従つて医師の転退職も多く、これが確保が困難の実状であり、延いては、病院の信用乃至利用にも影響を来しているようであるので公舎族設等間接給与も合せ考慮し優秀職員の確保を期すべきである。なお事務部長等主要人事の補填は急速に措置されたい。

四 予算の適正配当と効率的執行に一層配意が必要である。本院が独立会計である趣旨からして病院収入とにらみ合せ緊実に収支計画の下に予算執行すべきであるが、折角の月間並びに年間計画も適正を欠き前年度出納閉鎖期までに支払できなかった原材料費等が本年度分として支出されている事実もあり、また予算の分割配当に当局の配意が欠け時宜に即した執行を抑制され、診療業務に影響を及ぼし、節約よりむしろ損失をまねく結果となつてゐるもの等が見受けられるので、これらの点について特に留意されたい。

五 衛生材料特に薬品の購入、取得出納について一層慎

重を期すべきである。すなわち医薬品の購入に当つては、特定業者を指名し、競争入札或いは随意契約によつて購入しているが、業者の選定及び価額の点等に慎重考究すべきものがある。また薬品出納について種々考究されているが未だ末端における使途確認の方法等に欠ける点が見受けられるので根本的に考究善処されたい。

六 社会保険診療報酬の請求事務の正確を期すべきである。このことについては前回も指摘した如く未だ配意に欠け不備のものがある。すなわち一月分外科における外来患者分を対象としてみると、窓口受付延六三八人で、この中医療社会保険利用者(一部負担者)四五四人で、これに対する該月分の基金請求実件数は二八〇件(この中九月分四件、一〇月分四件、十一月分三件、一二月分一二件を含む)であるが診療点数の基礎となる、カルテ及び診療明細書との照合に不備が見受けられたが、このような事例は他診療科とも多いと思料するので請求の適確、処理に特に留意されたい。

七 経理出納事務につき次の点留意されたい。

- 1 カルテと診療明細書に不適合のものがあつたので精査を厳重にすること。
- 2 社会保険診療報酬は毎月末日に遡つて調定しているが請求の事実に従いそのつど調定整理すべきである。特に会計帳簿を事実と反し形式的に記帳整理することは厳に戒めること。
- 3 当日分の未収は後日収納した場合診療明細書を再発行して整理しているが明細書に一連番号を附し明確にして置くこと。
- 4 物品購入回は傳票様式によつて一連番号を附し整理しているが編さん、綴は不明確である。
- 5 物品の検収事務は形式的であるので実状に即した検収を行うこと。
- 6 衛生材料(薬品除く)は一括中央資材室に交付し、各診療科の要求により交付しているが、補助簿によつてその出納を明確にして置くこと。
- 7 高価物品或いは光学機械等は台帳にその銘柄、年

式、性能、番号等を記入整備しておくこと。

8 揮発油 石炭及びレントゲンフィルム等の出納は明確にして置くこと。

9 給食人員は各病棟との連絡を一層緊密にし厳格を期すること。

県立高等看護学院 昭和三十一年三月二日監査

監査委員 松 本 利 治

同 近 藤 傳 一

監査概況

本学院の組織予算及び運営上の諸問題については、前回具体的詳細に指摘した通りであるが、未だ根本的に改善措置されていない。特に病院の併設機関的な傾向が強いことは本学院の本質からして更に再検討すべきである県当局の留意を望む。